

## 中学校教諭一種免許状（社会）取得に関する科目（1回生用）

### 国際教養学科

区分	本学における開設授業科目	単位数・教免区分		備 考	1回生		2回生		3回生		4回生		免許法施行規則に定める科目	
		中免必修	選択		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
教科及び教科の指導法に関する科目	歴史Ⅰ	2		全学共通教養科目	○								日本史・外国史	
	現代世界の史的背景Ⅰ	2			○									
	現代世界の史的背景Ⅱ	2				○								
	世界の地理・地誌学	2				○								地理学（地誌を含む。）
	世界の環境問題		2						○					
	グローバル関係論		2		2単位必修				○					「法学、政治学」
	地域開発論		2							○				
	国際協力・援助政策論		2								○			
	社会活動の法的基礎	2						○						
	現代政治学の基礎	2							○					「社会学、経済学」
	経済学の基礎	2							○					
	グローバル経済論		2						○					
	貿易・投資論		2						○					
	ジェンダー論	2						○						「哲学、倫理学、宗教学」
	人権思想の承譜	2				○								
	世界の民族と宗教A	2					○							
	世界の民族と宗教B	2						○						各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）
社会科指導法Ⅰ	2							○						
社会科指導法Ⅱ	2								○					
社会科指導法Ⅲ	2								○					
社会科指導法Ⅳ	2									○				
中免 32単位以上												中免28単位(最低修得単位)		

施行規則欄「」印は選択開設

区分	本学における開設授業科目	単位数・教免区分		備 考	1回生		2回生		3回生		4回生		免許法施行規則に定める科目	
		中免必修	選択		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
大学が独自に設定する科目	学校観察実習A		2	「大学が独自に設定する科目」又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」若しくは「教育の基礎的理解に関する科目等」について、あわせて4単位以上修得すること。				○	○				大学が独自に設定する科目	
	学校観察実習B		2							○	○			
	学校観察実習C		2									○		○
	介護等体験	1								○	○	○		
	中免 4単位以上													中免4単位(最低修得単位)

区分	本学における開設授業科目	単位数・教免区分		備 考	1回生		2回生		3回生		4回生		免許法施行規則に定める科目		
		中免必修	選択		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
教育の基礎的理解に関する科目等	教育原理	2						○					教育の基礎的理解に関する科目		
	教職論	2			△	△									
	教育の制度と経営	2				○									
	教育心理学	2							○					道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	
	特別支援教育	2				○									
	教育課程論	2								△	△				
	道徳教育の理論と指導法	2									○				
	総合的な学習の時間の指導法	2					○							道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	
	特別活動の指導法	2									○				
	教育の方法及び技術(情報通信技術の活用を含む)	2									○				
	生徒・進路指導論	2				進路指導及びキャリア教育の理論及び方法を含む。						○			教育実践に関する科目
	教育相談	2								△	△				
	教育実習指導	1				事前・事後指導						○			
教育実習A		2													
教育実習B	4										○		教育実践に関する科目		
教育実習C		2	(編入生用)								○				
教職実践演習(中・高)	2										○				
中免 31単位												中免27単位(最低修得単位)			

\*教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

全学共通教養科目の「日本国憲法（2単位）」「基礎トレーニング（1単位）」「スポーツと健康の科学（2単位）」「外国語コミュニケーションⅠ（1単位）」「外国語コミュニケーションⅡ（1単位）」「情報Ⅰ（2単位）」は必修。

\*「教職実践演習」は、教育実習終了後、又は4回生後期に実習終了見込みでなければ履修することができません。